

## 医療的ケア児支援に関する要望

関東部会提出  
説明担当 調布市

新生児医療の進歩等に伴い、たん吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な子どもが増加している。平成28年4月に施行された障害者差別解消法等を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実として、これまで特別支援学校を対象としていた看護師配置補助について、小中学校等を追加すると共に、人数の拡充等の予算措置が行われた。また、平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、地方自治体に医療的ケア児支援の努力義務が課されている。

医療的ケア児への支援の必要性が認識され法改正等も行われる一方で、受け入れ側の保育や学校現場等では、認識や受け入れ体制に差があり、ニーズに応えられていない状況がある。

医療的ケア児支援のニーズに応え、インクルーシブな社会を実現するために、下記の事項を要望する。

- 1 医療的ケア児支援の先進事例の情報を集積し、医療・福祉の連携体制の構築、保育・学校現場等での運用に資する、積極的な情報提供を行うこと。
- 2 地方自治体等が、保育・学校・通所支援等の現場で医療的ケア児を受け入れる際の課題について、必要な措置を講じることができるよう、財政面等での支援を行うこと。
- 3 医療的ケア児支援のための人材確保や人材育成のための予算措置のさらなる拡充等、必要な措置を実施すること。
- 4 医療的ケア児を受け入れ可能な児童発達支援事業や放課後デイサービス等のサービス提供事業所の増加等、社会資源不足の解消に向けた幅広い財政面での支援を拡充すること。
- 5 居宅訪問型の一時保育制度や、保護者に代わって居宅で宿泊を伴いケアすることが可能となるような制度を創設する等、医療的ケア児の支援策の拡充に向けて、具体的な施策や制度改正を早期に検討し実施すること。